

1. 利用者はじめ沿線のみなさまへ

平素より江ノ電のバスをご利用いただき誠にありがとうございます。
また、日頃より自動車事業に対してご理解を賜り、心より感謝申し上げます。
さて、公共事業に携わる当社は、全職員が一丸となって輸送の安全確保について取り組み、法令の遵守とともに安全輸送を最優先とする企業風土の定着に努めております。本報告書は、旅客自動車運送事業安全管理規程第17条に基づき輸送の安全確保についての取り組みや、安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解いただくために公表するものであります。
今後、みなさまからの声を輸送の安全に役立てたく、是非、積極的なご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

江ノ島電鉄株式会社 取締役社長 深谷 研二

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現業における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現業の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じてまいります。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- (6) 輸送の安全の確保に関し、傘下グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。

4. 輸送の安全に関する目標・実施結果

2008 年度目標・実施結果

(1) 有責重大事故「ゼロ」	2 件
(2) 飲酒運転の撲滅	0 件
※ 輸送安全推進会議等の開催（運転事故防止委員会を含む）	16 回

2009 年度目標

- (1) 有責重大事故「ゼロ」、車両事故の撲滅
- (2) 接客サービスの向上、接客事故の撲滅
- (3) 飲酒運転の撲滅

5. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(1) 株江ノ電バス横浜

① 事故件数

1件	
内 訳	発車時にお客様の着席を待たずに発進した車内人身事故
対 策	基本動作の励行による再発防止(着席後の発車)の徹底

① 車両故障件数

4件	
内 訳	人身被害のない車両故障(パワステホース不良)
対 策	定期点検時の再確認の徹底
内 訳	人身被害のない車両故障(バッテリー機能の低下)
対 策	手動スイッチの取扱い及びバッテリー、燃料系統点検の再確認
内 訳	人身被害のない車両故障(噴射ポンプ不良)
対 策	同型車両のエンジンオイル交換時期の見直し(6ヶ月毎から3ヶ月毎に変更)
内 訳	人身被害のない車両故障(エア-漏れ)
対 策	5年毎のエア-ホース交換の実施

(2) 株江ノ電バス藤沢

① 事故件数

1件	
内 訳	発車時にお客様の着席を待たずに発進した車内人身事故
対 策	基本動作の励行による再発防止(着席後の発車)の徹底

② 車両故障件数

6件	
内 訳	人身被害のない車両故障(貸切車両のファンベルト不良)
対 策	始業点検の確実な実施
内 訳	人身被害のない車両故障(貸切車両のタイヤパンク)
対 策	始終業点検の確実な実施
内 訳	人身被害のない車両故障(バッテリー機能の低下)
対 策	バッテリー容量の見直し
内 訳	人身被害のない車両故障(エンジンオイルセンダスイッチの不良)
対 策	1年毎の交換(高速車に限る)
内 訳	人身被害のない車両故障(クラッチアジャストロット破損)
対 策	同年式車両の当該部品の点検を行う
内 訳	人身被害のない車両故障(バッテリー機能の低下)
対 策	車両点検時にバッテリーの比重及び負荷テストの確実な実施

《参考》

自動車事故報告規則第2条の概要(事故・車両故障)

- ・ 死者または重傷者を発生させた事故
病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも、または、14日以上病院に入院することを要する傷害を受けたもの。
- ・ 操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により11日以上医師の治療を要する傷害。
- ・ 操縦装置、制動装置など道路運送車両法第41条に掲げられた装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

6. 輸送の安全に関する実績額

弊社では、輸送の安全性向上を目的として取り組んだ「各種工事等（新車購入、乗務員の安全運転教習や運賃収受機の IC 設備など安全装置に関わる費用）」を金額に示しますと、次のとおりとなります。

2008 年度輸送の安全に関わる設備投資額	680,065 千円
(内訳)	
車両の改善（車両代替 20 両含む）	452,640 千円
事故対策関係の改善（各種安全運動時及び事故・苦情対象者の教習）	1,669 千円
設備関係の改善	225,756 千円

7. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

- (1) 安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況を点検するため少なくとも年 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を行います。
また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他に必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を行います。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した後、その結果で改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに会社役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。
- (3) 輸送安全推進会議を毎月 1 回開催し、自動車部長を中心に運行管理者並びに当該事故が発生させた運転士も同席して運転事故に関する調査研究（事故分析）を行い、事故防止に関する対策を協議いたします。
- (4) 2009 年 6 月に、2008 年度における輸送の安全の確保に関する取り組みを確認するため内部監査を実施いたしました。内部監査の結果を踏まえて、安全管理体制の見直しを図っております。

8. 輸送の安全に関する計画（2009年度）

（1）安全運行

安全運行とは、道路交通法等の法令を遵守し、また持てる運転技能を十二分に発揮して、バスにご乗車のお客様に安全・安心且つ快適を感じてもらえるような運行を進めることです。

また、お客様から見て乗務員の人格、服装、態度等、一挙手一投足も心理的に安全運行の評価につながることを肝に銘じるべきであります。

行動計画を「安全・快適運行の追及運動」（スローガン：「安心とやさしいサービス目指します」）とし、乗務員に自らの安全行動を点呼時に申告させ、発進時を含む車内人身事故の防止と安全運行の風土の定着を図ります。

グループ全体では有責重大事故「ゼロ」と事故撲滅を目標に取り組みます。

（2）接客サービス

理想的なサービスは、お客様を感動させ安心、安全、快適さが行き届き手間や努力を惜しまず、隅々まで気配りのできるサービスです。

逆に、不快なサービスは、お客様が不愉快となり安心、安全に対する気配りに欠け、横柄、ぶっきらぼうな言葉遣いなど、不快感を覚えるサービスです。

接客サービスの行動計画は服務規程、接客マニュアル、苦情統計表を熟知活用し、運賃收受時やカード発売時及び乱暴運転等の接客事故発生者に対し、重点的な外部添乗指導結果を基に個人指導を行います。また、プロ運転士としてお客様の立場に立ったサービスを提供できる乗務員の育成として外部講師による接客サービスの教習を実施し、グループ全体で接客事故絶滅に向け取り組みます。

（3）飲酒運転の撲滅

飲酒運転の撲滅については、一つ間違えば本人のみでなく会社や家庭を含む社会全体に多大な迷惑をかけることを再認識し、点呼、講習会等で各自一人ひとりが自覚を持ち、(社)日本バス協会で決定した「飲酒運転防止マニュアル」を活用し絶無を期します。

（4）従業員教育

各運動期間に重点を置き街頭、添乗指導と現業を重視した教育を実施するほか、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う教育指針に則り計画的な教育を実施します。

外部研修においても前年同様積極的に参加させ、終了後は各自の職場で反映できるよう、その後の指導教育を実施します。

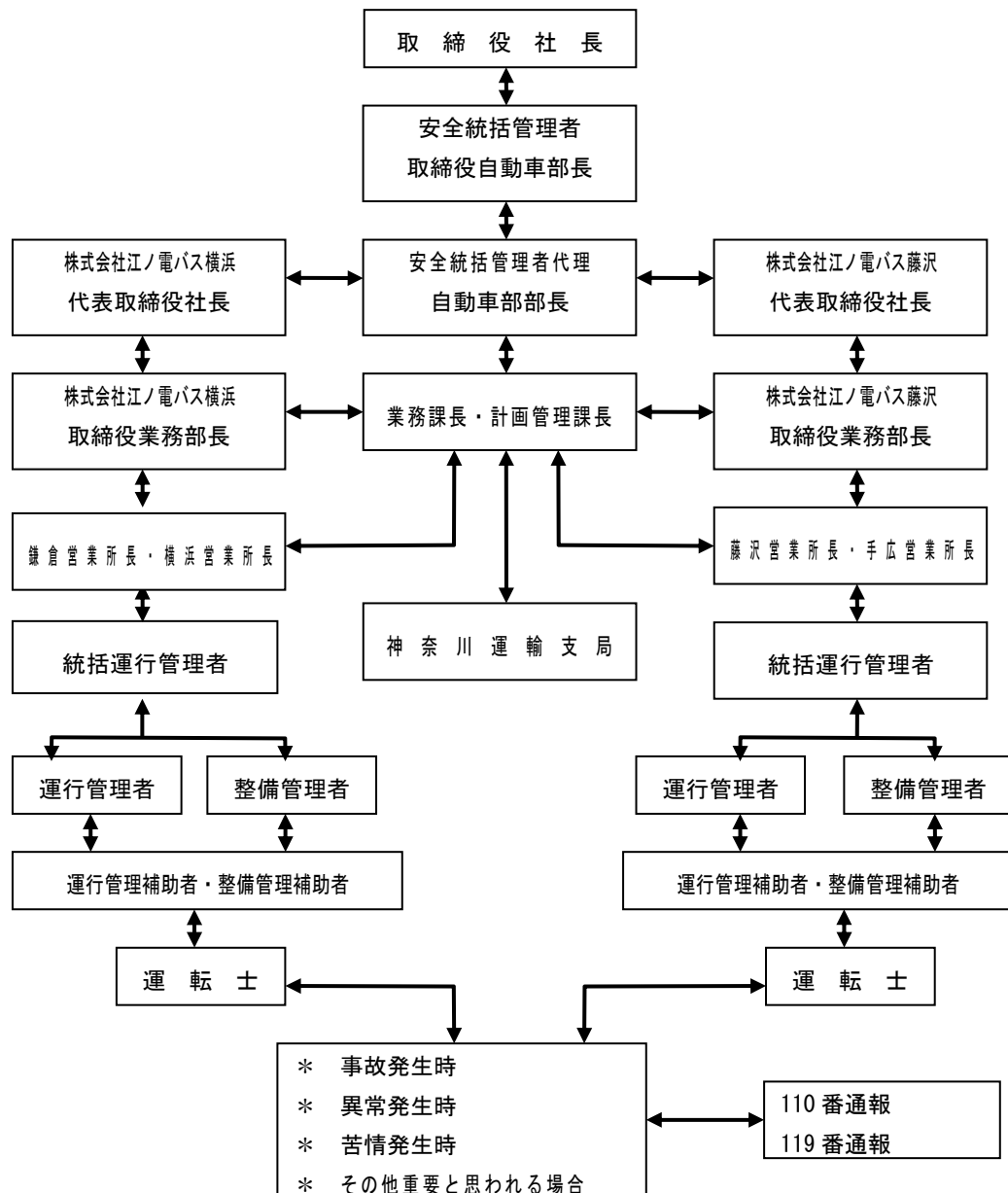
（5）安全運動等について

安全・快適追求運動を1年間通して実施するほか、下記の運動期間に重点を置き事故防止運動を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。

- ・春の全国交通安全運動（4月上旬）
- ・バス車内事故防止キャンペーン（7月）
- ・夏の交通の交通事故防止運動（7月中旬～下旬）
- ・秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ・年末年始輸送安全総点検（12月中旬～1月上旬）

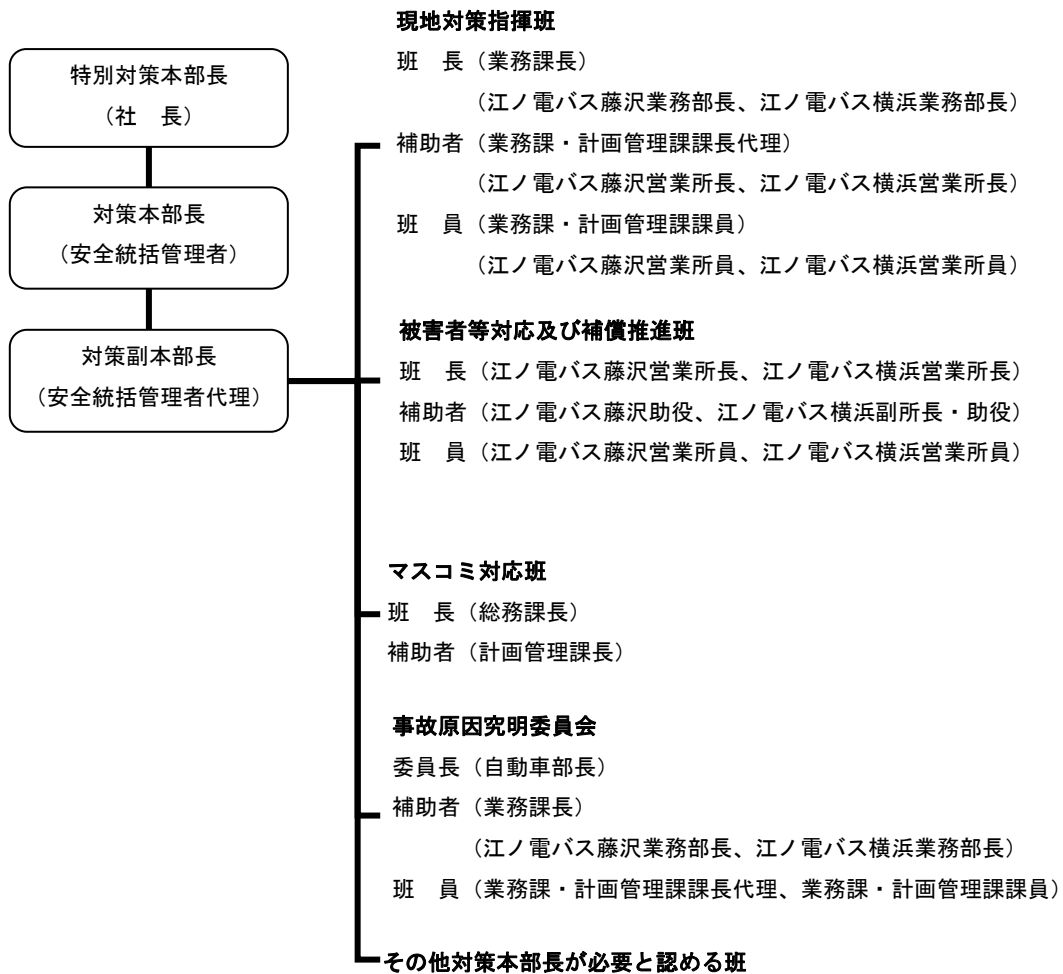
9. 輸送の安全に関する組織体制

(1) 輸送の安全確保に関する組織体制・指揮命令系統及び報告連絡体制図



(2) 異常事態組織体制図

1. 異常事態が発生した場合は、安全統括管理者の命により「特別対策本部」を設置する。
2. 「特別対策本部」の特別対策本部長は社長、「対策本部」の対策本部長は安全統括管理者とする。
3. 対策副本部長は自動車部長とする。
4. 対策班は以下のとおりとする。



10. 安全統括管理者

江ノ島電鉄株式会社 自動車部担当 常務取締役 好 井 康 行

*但し、2009年6月25日付けにて取締役自動車部長 平塚 克規に変更されております。

11. 安全管理規定

「旅客自動車運送事業安全管理規程」参照

12. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全に関する取り組みについてご意見をお寄せください。

江ノ島電鉄株式会社 総務部 総務課	
TEL. 0466-24-2711	月～金 9:00～17:45 年末年始は除く
FAX. 0466-24-2629 Eメール webmaster@enoden.co.jp URL http://www.enoden.co.jp	24時間受け付けています